

# 承認申請書

別紙①

平成 年 月 日

四国地方整備局長 様

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印

(電話番号 \_\_\_\_\_)

下記のとおり、河道内の樹木を伐採したいので、河川法20条の承認を申請します。

1. 河川の名称 土器川水系 土器川

2. 伐木の使用目的 \_\_\_\_\_ に使用

3. 場所 (希望する地点に「レ」を記入して下さい。)

地点① 仲多度郡まんのう町吉野地先 国土交通省 距離標 左岸 16k400 付近

地点② 仲多度郡まんのう町吉野地先 国土交通省 距離標 左岸 16k800 付近

4. 作業内容 指定された範囲内全ての樹木伐採

( 枝も含めて持ち帰り ・  枝は集積場所へ運搬)

(枝の処理方法についていずれかに「レ」を記載して下さい。)

5. 作業の実施方法 (使用する資機材等) \_\_\_\_\_

6. 作業期間 許可の日から平成 年 月 日 (9時～17時)

## 申請・実施にあたっての条件

1. 作業に伴い自己及び第三者に生じた障害、損害については申請者の負担とする。
2. 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは、直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
3. 河川管理施設を損傷しないように注意し、損傷した場合には指示に伴い原形復旧する。
4. 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
5. ゴミ等は出さないものとし、使用後の片付け、清掃は入念に行い河川美化に努める。
6. 枝を引き取らない場合は出張所の指示に従い一箇所に集積する。
7. 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らない。
8. 指定された以外の樹木は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
9. 承認以降の取り消し  
伐採準備あるいは着手後においても、申請者に河川法に抵触する行為があった場合等には伐採資格が取り消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は申請者が負担する。